

志木市空き店舗等活用事業補助金

商店会等の振興及び活性化を図るため、志木市空き店舗バンクに登録された空き店舗等を活用して行う事業に対し、改装費及び賃料の一部を補助します。

概要

空き店舗バンクに登録された物件を活用しようとする場合に、改装費補助・家賃補助を行い、創業支援ならびに地元経済に元気と活気の創出を図る制度です。

補助内容	補助率	限度額		備考
改装費補助	1/2以内	中心市街地活性化基本計画エリア内	40万円	1事業者につき1回限り
		上記以外	30万円	
家賃補助	1/2以内	中心市街地活性化基本計画エリア内	1月あたり6万円	事業開始日の属する月の翌月から2年間限り
		上記以外	1月あたり5万円	

○改装費補助は、空き店舗等の当初の改装工事で、当該工事が市内に事業所を有する事業者によって施行される場合に限ります。

○家賃補助は、空き店舗等の月額賃貸料で、借上げに要する敷金礼金等は除きます。

補助対象者

要件	
1	対象空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結し、そこで事業を行おうとする者
2	市税を滞納していないこと
3	許認可を要する業種にあつては、既に当該許認可を受けている、または受けることが確実と認められること
4	同一の場所で2年以上継続し、補助終了後も事業を営む旨の誓約があること
5	営業が原則、週5日以上、かつ、1日のうち午前11時から午後2時までの3時間を含む時間に営業を行うこと
6	志木市商工会に加入すること。また、区域の商店会等に加入するよう努めること
7	暴力団の構成員ではないこと。また、資金提供その他運営に関与していないこと
8	空き店舗の所有者・または2親等以内の親族でないこと。
9	空き店舗等の改装を行う事業者（法人の場合その代表者含む）でないこと
10	風俗営業、貸金業、宗教活動、政治活動、倉庫として利用する事業、公序良俗に反する事業でないこと



補助対象物件

志木市空き店舗等情報登録制度によって登録された空き店舗等で、現に事業の用に供されていない物件。詳しくは志木市ホームページをご覧ください。



市ホームページQR



申請書の提出

	提出書類	備考
1	志木市空き店舗等活用事業補助金交付申請書	第1号様式
2	事業計画書	別紙事業計画書
3	市税の納税証明書（法人の場合は代表者の納税証明書）	
4	履歴事項全部証明書	法人の場合
5	賃貸借契約書の写し	
6	工事見積書（図面含む）の写し	改装費補助の場合
7	商工会又は商店会の推薦書	別紙推薦書
8	その他市長が必要と認めるもの	



活用事例紹介



まいにち
子ども食堂



手打ちうどん和



注意事項

市では空き店舗に関する情報の提供を行うのみで、物件の仲介・斡旋はしていません。空き店舗等の賃貸、売買、交渉等は当事者間で行ってください。

問い合わせ

志木市役所市民生活部産業観光課
048-475-7360